

## 自殺対策関連事業調査について

平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条において、市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとされました。

つきましては、自殺対策計画の策定にあたり、庁内の関連事業を把握するため、下記のとおり調査を実施いたします。

### 記

#### 1. 調査対象事業

生きる支援（自殺対策）に関連又は関連し得る事業

※生きる支援（自殺対策）とは「生きることの包括的な支援」であることから、庁内の関連事業を広く把握し、既存事業を最大限に活かすことが重要です。庁内の関連事業を広く把握するためにも、「事業の棚卸し事例集」を参考にしたうえで調査票を作成してください。

※後日、ヒアリングをさせていただく場合があります。

#### 2. 提出方法

Uドライブ>共通フォルダ>20190331\_健康推進課 自殺対策関連事業調査フォルダ内に保存されている【●●課】調査票（原本）をコピーし、入力のうちファイル名に課名をつけて同フォルダに保存してください。

※「事業の棚卸し事例集」も同フォルダに保存されています。

#### 3. 提出期限

平成 30 年 6 月 26 日（火）